

第 2 章 環境行政の課題とその方向

昭和40年代に深刻であった二酸化硫黄に代表される大気汚染や水質汚濁等、工場・事業場を発生源とする府域の公害は、総量規制の導入など、先駆的な対策を推進してきた結果、一般的には改善の傾向が見られる。

しかしながら、今日では、自動車排ガスに起因する二酸化窒素による大気汚染が依然厳しい状況にあるほか、生活排水による河川等の水質汚濁や発生量が増大し質も多様化している廃棄物問題などの「都市・生活型公害」が、課題となっている。

また、近年、環境に対する府民の意識は変化し、公害の防止や生活環境の保全のみならず、みどりや水辺などで豊かでうおいのある快適空間、さらには美しい街並みや歴史的建造物といった文化性に富んだ景観の実現など、より質の高い環境が求められている。

さらに、昨年6月、ブラジルで地球サミットが開催され、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題が全人類共通の課題であるとの認識が高まっているが、世界のGDPの1%を占め、先進国一国にも匹敵する経済規模を有する大阪として、これまでの公害防止に関するノウハウの蓄積をいかし、海外への技術移転の分野などにおいて、積極的に貢献することが必要となっている。

大阪府においては、公害の防止はもとより、都市・生活型公害の克服や快適環境の創造、地球環境問題への貢献を柱とする「新環境総合計画（NEW STEP 21）」（目標年次2001年、H3. 9策定）に基づき、各種の施策を展開しているが、今日の環境問題を解決していくためには、社会経済活動や人々のライフスタイルのあり方にまで踏み込んで、省資源・省エネルギーの徹底やリサイクル社会の構築をめざし、取り組みを進めていくことが重要である。現在、21世紀を展望する新しい「環境保全条例」（仮称）の制定に向け、そのあり方について公害対策審議会に諮問しているところであるが、人と地球にやさしい「環境都市・大阪」の実現に向けて、今後とも環境行政を総合的に推進していくこととする。

第1 環境の保全

1 生活環境の保全

府域の環境の現状から、これまでの各種施策の成果をふまえて、今後とも汚染状況の常時監視と発生源に対する規制・指導の徹底を図るとともに、自動車公害や廃棄物問題など都市・生活型公害の解決を図るためには、事業者や府民の自主的な取り組みの促進を含め、総合的な対策を推進していく。

なお、以下の諸施策を講ずるにあたっては、中小企業のウェイトが大きい大阪の産業構造の特性に留意し、中小企業関連施策とも連携を保ちつつ、施策展開を図っていく。

(1) 自動車公害

自動車公害については、モータリゼーションの進展により、今後とも自動車交通量の増加が予想されることから、排出ガス対策や騒音対策の一層の強化が必要である。

最も基本的な発生源対策については、数次にわたる規制の強化により、汚染物質等の低減が行われているが、ディーゼル車の窒素酸化物など更に削減が必要である。

府においては、ディーゼル車の排出ガス規制の大幅強化等を内容とする中央公害対策審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（平成元年12月）の長期目標の早期実施など、発生源規制の一層の強化を国に求めるとともに、最新規制適合車への代替促進、電気自動車など低公害車の普及促進を図っていく。

また、平成4年6月に公布された「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、総量削減計画を策定し、使用車種規制、低公害車の普及促進、自動車使用の合理化等の推進により、自動車から排出される窒素酸化物の総量削減を図っていく。

さらに、自動車交通量の抑制を図るため、自動車使用の合理化や公共交通機関の整備を推進するとともに、毎月20日の「ノーマイカーデー」などの府民運動を積極的に展開していく。

一方、窒素酸化物濃度や騒音レベルが高い道路沿道については、地域の実情に応じた道路構造の改良、沿道の整備等の局地的な対策を関係機関と連携して推進していく。

(2) 廃棄物

生活水準の向上等に伴い、量が増大し、種類も多様化する廃棄物問題については、生活環境の保全という観点のみならず、地球環境の保全や資源の有効利用、省エネルギーの観点からも抜本的な対策が必要である。このため、「排出管理」「減量化」「適正管理」の3つを基本目標として廃棄物の管理を進めるとともに、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄という使い捨て型の社会のあり方を見直し、再使用や再生利用、再資源化を促進することにより、リサイクル社会の構築をめざす。

産業廃棄物については、「大阪府産業廃棄物管理計画」（平成4年3月）に基づき、製造工程の新設・変更や建設工事の際に廃棄物の発生量・再生利用量・処理方法等を事前に予測・評価する「廃棄物アセスメント」の実施、多量排出事業者や建設業者に対する適正処理・減量化の指導等を推進する。また、最終処分場の確保を図るため、堺第7-3区埋立処分事業を引き続き実施するとともに、泉大津沖の大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を推進する。

一般廃棄物については、市町村が実施する廃棄物処理施設の整備、分別収集等に対して技術的、財政的援助を行う。また、大阪府・市町村・事業者・住民及び学識経験者で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、住民・事業者・行政それぞれの役割と具体的な行動をとりまとめた「アクションプログラム」をより実効あるものとするため、その普及に努めるとともに、省資源・省エネルギーやごみ減量化・リサイクル推進に向けた具体的な実践活動を促進していく。

(3) 大気汚染・悪臭

二酸化窒素による大気汚染については、自動車排ガス対策を強化するほか、固定発生源対策としては、引き続き法・条例等に基づく排出基準等の遵守徹底を図るとともに、クリーンエネルギー化の指導、地域冷暖房システムの導入促進、低NOxボイラーの普及促進など、発生源の特性に応じた対策を講じていく。また、「大気汚染防止推進月間」における各種キャンペーン活動等を通じて、暖房温度の適正化や自動車の使用自粛などの府民啓発に努める。

光化学オキシダントについては、発生機構の解明に努めるとともに、原因物質である炭化水素類の有効な排出抑制方策を検討・実施する。

有害物質については、引き続き法・条例に基づく排出基準等の遵守徹底を図るとともに、規制対象物質や規制基準の見直しを含め、未規制有害物質の規制方策を検討・実施する。

また、浮遊粒子状物質、硫黄酸化物等について、規制基準等の遵守徹底を指導する他、悪臭については、悪臭防止法で規制対象外の悪臭や複合臭に対処するため、官能試験法（三点比較式臭袋法）の導入について検討を進める。

(4) 水質汚濁

府域の公共用水域の水質保全については、人の健康を保護し生活環境を保全することを基本とし、さらに「魚のすめる河川や赤潮のない海」を回復し、河川や海を府民にとって親しみのある快適な水辺空間とすることをめざして、各種施策を実施する。

水質汚濁防止対策については、環境基準の改定を踏まえて水質汚濁の状況を監視するとともに、法・条例等に基づく規制・指導の徹底を図るほか、生活排水がBOD負荷量の約8割を占めることから、大阪府生活排水対策推進要綱に基づき、下水道整備、合併浄化槽の普及

啓発、生活排水処理施設の整備等、生活排水対策を計画的に推進する。さらに、府民団体との連携による研修会や各種啓発活動等を通じて、一人ひとりが水を汚さないという府民意識の向上を図るなど、府、市町村と住民が一体となって生活排水対策を進める。

また、大阪湾の水質改善のため、第3次「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」（平成3年3月）に基づき、平成3年4月に改定強化した総量規制基準の遵守指導を徹底するなど、の諸対策を推進するとともに、富栄養化による被害の発生を防止するため、第3次「^{りん}及びその化合物に係る削減指導方針」（平成3年4月）に基づき、^{りん}処理施設の導入等を指導するなど、より一層^{りん}の排出量の削減指導に努める。さらに、大阪湾の環境基準の達成や富栄養化状態の解消を目指して、CODをはじめ窒素、^{りん}の効果的な削減方を検討するとともに、快適な水環境を創造するための各種手法についても調査・検討する。

(5) 地盤環境

地盤環境は、地盤及び地盤を構成する土壌と地下水からなる環境資源であり、地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染を地盤環境問題として一元的にとらえて、その未然防止を図る必要がある。

地盤沈下については、近年全般的に沈静化の傾向にあるものの、いったん沈下すると復元が困難であることから、法・条例等に基づく地下水採取の規制を徹底するとともに、地下水利用の合理化等の指導に努める。また、地下水を水資源として有効に活用するため、地盤沈下を起こさない安全採取量を科学的に解明し、地下水の適正管理を図ることが課題である。

トリクロロエチレン等の有害物質等による地下水汚染については、地下水等の汚染状況を監視測定するとともに、使用事業場に対して、地下浸透の防止等の規制・指導を行う。

土壌汚染については、原因となる有害物質等の地下への漏洩、河川等への流出、大気への飛散及び廃棄物の不適正処理等の規制・指導を徹底するとともに、「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月）を維持・達成するため、調査・指導等に努める。

(6) 騒音・振動・低周波空気振動

騒音・振動問題については、法・条例等に基づき、工場・事業場及び建設作業に対する規制・指導を徹底するとともに、自動車、新幹線鉄道等に対する発生源対策や沿線土地利用の適正化の推進に努める。

近隣騒音については、市町村や関係機関と協力して環境教育や啓発活動を推進するとともに、カラオケ騒音規制や拡声機騒音等の防止に努める。

低周波空気振動については、工場・事業場及び高架道路等における発生の実態把握に努め、防止対策を推進する。

(7) 航空機公害

大阪国際空港周辺における航空機騒音等については、早期に環境基準が達成されるよう、引き続き抜本的な発生源対策の推進を国に働きかけるとともに、周辺環境対策として、住宅の移転補償、都市計画緑地の整備、移転跡地を活用した地区整備、防音工事に対する補助等を実施する。

2 自然環境の保全

大阪府は、北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系と大阪湾に囲まれ、原生的な自然は少ないものの、今なお多様な水と緑の自然環境が残されている。自然は、人間生活にとって、大気や水の環境調節、水源の涵養、国土の保全、さらには「ゆとり」「うるおい」「やすらぎ」の提供など、様々な役割を果たしており、人間と自然との共生の視点のもとに、府民の共有財産として自然環境の保全・回復を図る必要がある。

府では、昭和61年度から平成7年度までを「大阪みどりの10年」と位置づけるとともに、「大阪みどりの10年推進方針」を策定したところである。今後とも、これに基づき、北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系の保全、野生鳥獣の適正な保護管理と生息環境の改善、自然海浜保全地区（岬町の長松地区及び小島地区）の保全と適正な利用の促進、河川・ため池等の水辺空間の保全・整備など、自然環境の保全・回復・活用に向けた取り組みを推進するものとする。

3 歴史的文化的環境の保全

府下における、法・条例に基づく指定文化財をはじめ、埋蔵文化財、寺院・神社等の歴史的建造物などの文化遺産は、日本の歴史の中で重要な位置を占め、質量ともに全国的にも屈指の内容を誇っている。これらの歴史的文化的遺産は、わが国の歴史を物語るのみならず、私達の暮らしにうるおいややすらぎを与える身近な環境の不可欠の要素となっており、今後の都市づくりにおいては、これらを歴史的文化的環境としてできる限り保存し、活用を図っていく必要がある。

このため、文化財について、法・条例に基づく規制・指導、現況調査、修理・保存事業及び史跡公園としての整備などを実施するとともに、府民に対して、文化財保護思想の普及、啓発活動を通じて歴史的文化的環境を保全する必要性について周知を図るものとする。

第2 環境汚染の未然防止

1 環境影響評価と環境監視

生活環境、自然環境や歴史的文化的環境を保全し、将来にわたって良好な環境を維持していくためには、個別の規制・指導のみならず、あらかじめ発生することが予想される環境汚

染等を未然に防止する必要がある。

このため、府では、昭和59年に「大阪府環境影響評価要綱」を制定し、これまでに、関西国際空港建設事業、南大阪湾岸整備事業、国際文化公園都市土地区画整理事業などのビッグプロジェクトも含めて、環境影響の事前予測・評価について事業者に対する指導等を実施してきたところであるが、今後とも、制度の適切な運用を図り、環境汚染の未然防止に努める。

また、環境汚染や自然破壊の早期発見・予測、環境影響評価に対する情報支援及び環境に関する諸施策の推進に資するため、生物指標や地球観測用人工衛星によるリモートセンシングデータを活用した環境モニタリングシステムを整備するとともに、地域環境に関する諸情報を体系的に蓄積整備する環境情報データベースや環境の現況解析・将来予測等を行う解析予測システムなど環境情報システムを整備する。

なお、関西国際空港とその関連事業の実施に伴い、環境面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、「関西国際空港環境監視機構」（昭和61年設立）において、事業主体が実施する環境監視データ等をチェックし、必要に応じて対策を要請・勧告する。また、南大阪湾岸整備事業や阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業については、関西国際空港建設事業と連携して、事業主体が昭和62年6月に設置した「関西国際空港総合環境センター」を活用し、総合的な環境監視を行う。

2 有害物質による環境汚染の未然防止

近年、産業活動の高度化、消費の多様化等に伴い、使用される化学物質も多種類にわたり、有機スズ化合物やダイオキシン類などの化学物質による環境汚染が新たな問題となってきている。

マイクロエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーなどの先端産業では、製造工程で多種類の化学物質が取り扱われることから、化学物質等による環境汚染の未然防止を図るための調査検討を進めてきたが、これらの調査検討結果をふまえ、各関係研究機関等において環境保全等が十分に図られるよう努める。

また、ゴルフ場で散布された農薬による環境汚染の未然防止を図るため、大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱（平成2年7月）に基づき、低毒性農薬の使用等を指導するほか、水質監視に努める。

第3 快適な環境の創造

近年、府民の生活環境に対する意識は変化し、公害の防止はもとより水辺やみどりなど豊かな自然環境、美しい街なみや歴史的文化的遺産といった、より質の高い快適な環境に対するニーズが高まっている。

都市は効率性・機能性ととも、人々がゆとりやうるおいを感じることができる快適性を備えることが求められており、そのためには、それぞれの地域のもつ特性を十分に認識し、地域住民の理解と協力を得ながら、魅力と個性あるまちづくりを積極的に進めていくことが必要である。

このようなことから、「新環境総合計画」（平成3年9月）においては、次の5つの基本方向を設定し、これに沿って各種施策を推進することとしている。

- ① 自然環境を保全し、活用する。
- ② 水と緑の調和したふれあいの場を創造する。
- ③ 快適な都市空間を創造する。
- ④ 歴史的文化的な環境を守り、活用する。
- ⑤ 地域にやさしい暮らし方を定着させる。

なお、施策の推進に際しては、行政、府民、事業者が一体となって取り組むことによって、21世紀に向けたアメニティ豊かな大阪の快適な環境づくりを進めていく。

第4 地球環境保全への貢献

近年、オゾン層の破壊や地球の温暖化といった地球全体に影響を及ぼす問題、酸性雨などの一地域や一国だけに限定されない国境を越える環境問題が発生し、熱帯林の減少や野生生物種の減少などの問題も世界各地で進行している。また、一部の開発途上国では、人口の急増、都市集中、工業化などを背景として公害問題が進行している。

このような問題は、一国内の環境問題を越えて、地球的な規模で対応すべき問題として、また、将来の世代にも影響を与える問題として認識されている。

具体的な地球環境問題として、現在広く認識されているものは、①オゾン層の破壊、②地球の温暖化、③酸性雨、④熱帯林の減少、⑤砂漠化、⑥野生生物種の減少、⑦海洋汚染、⑧有害廃棄物の越境移動、⑨開発途上国の公害問題の9つの事象である。

地球環境問題は、まだ科学的に未解明な部分が多く、長期的な視野に立った観測・監視、調査研究、技術開発等が必要であるが、人類の生存基盤に深刻な影響を与える重大問題であるため、国、地方自治体、事業者及び府民がそれぞれの立場でその役割を果たし、実施する対策は直ちに実施していくことが重要である。

平成4年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」では、「環境と開発に関するリオ宣言」や21世紀に向けた具体的な行動計画である「アジェンダ21」が採択されるなど、地球環境問題の解決に向けた世界的な合意が形成された。

「アジェンダ21」では、その着実な実施のために、各国に国別行動計画（ナショナル・アジェンダ21）の作成を要請しており、また、地球サミットの成果の実現に関するフォローアップのための「持続可能な開発委員会」が本年2月に設立されるなど、国際的に具体的な取組みが行われる段階に入ってきている。

世界の資源やエネルギーに大きく依存し、世界のGNPの1%を占めるなど先進国一国にも匹敵する経済活動を展開している大阪府においても、地球環境問題の解決に積極的に貢献していくことが求められており、以下の施策を重点的に実施していくこととする。

(1) 地球環境問題の調査・研究

地球環境問題の解決に向けた産業技術の研究開発を行う(財)地球環境産業技術研究機構（平成2年7月設立）及び開発途上国への公害防止技術の移転等を行うUNEP（国連環境計画）国際環境技術センターの支援法人である(財)地球環境センターに職員の派遣を行う。また、地球環境問題研究調整会議（平成2年10月設置）を通じて、府立の大学や試験研究機関等との連携の下に、地球環境問題に係る試験研究・技術開発に務める。

(2) 酸性雨・酸性霧等のモニタリング

関係機関と連携して、府域の酸性雨・酸性霧の実態及び影響を把握するための調査を実施する。

(3) 国際環境協力

環境保全に関する国際交流の推進を図るため、インドネシア・東ジャワ州や中国・上海市等との間で、環境保全に係る研修生の受け入れを実施する。

第5 省資源・省エネルギー・リサイクル社会の構築

車社会の進展に伴う自動車公害や生活排水による水質汚濁、生活水準の向上等により大量化、多様化する廃棄物問題などの都市・生活型公害や、地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題を解決していくためには、社会経済システムや府民のライフスタイルのあり方を見直し、省資源・省エネルギーの徹底、リサイクル社会の構築を進める必要がある。

そのためには、行政・事業者及び、府民がそれぞれの責任と役割を認識し、環境に配慮した行動をとるとともに、それぞれの立場で足元から環境保全に関する取り組みを積み重ねていくことが何よりも重要である。

大阪府では、環境への負荷の少ない社会経済システムやライフスタイルへの転換を促進するため、地域や学校などあらゆる場で環境教育や啓発等を実施していく。

(1) 環境教育の推進

本府においては、これまで小学校・中学校教員向け環境教育手引書等を作成・普及してき

たところであるが、さらに高等学校教員向け環境教育手引書を作成・普及していくなど、学校教育現場における環境教育の推進を図る。

また、地域の環境保全活動のリーダーを養成する「環境ゼミナール」や親と子の環境講座の開催など、地域における多種多様な環境教育の取り組みを推進するとともに生涯学習の一環として、市町村及び民間団体等との連携を図りながら、総合的な環境教育の推進を図る。

(2) 府民啓発の実施

府では、国連が6月5日を「世界環境デー」としていることにちなみ、毎年6月を「大阪府環境月間」と定め、環境問題に関する集中的な啓発活動を行っている。平成4年度においても「地球とはもっともなよくなれるはず」をテーマとした環境フェア等を開催したが、今後とも引き続き啓発活動を実施し、環境問題に対する府民の理解と認識を深めていく。

(3) 府民運動の展開

自動車の使用の自粛をよびかける毎月20日の「ノーマイカーデー」、行政、事業者及び府民が協力して地域におけるリサイクル運動を推進する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」の諸活動などの府民運動を展開し、府民及び事業者の主体的な参加を通じて、環境に配慮した行動を促進していく。

なお、これらについては、「大阪府環境保全基金」（平成2年3月設置）の運用益を活用し、環境教育や普及啓発事業等の積極的な推進を図っていく。